

第2分科会 発表要旨

条例検討委員会全体会
平成21年5月24日(日)午後13:00
上田市中央公民館 3階大会議室

リーダー	生田淳一
副リーダー	若林利治
委員	荻原寿恵
委員	田中明
委員	小林正幸
委員	佐藤恵子
委員	塩澤好太郎
委員	土屋勝浩
委員	森田小百合

条例検討委員会全体会 第2分科会 発表要旨

リーダー名 生田淳一委員 副リーダー名 若林利治委員

第2回 分科会

1	日時 平成 21年 3月 12日 (木) 19時 00分から 21時 15分
2	場所 市役所南庁舎 5階第3会議室 記録者 小林正幸委員
3	<p>協議された事項及び内容</p> <p>【分科会論点に沿って関係職員から説明を受け、質疑応答】</p> <p>第2分科会論点</p> <p>上田市の情報公開・個人情報保護制度について 行政管理課 文書法規係長 上田市の広報・広聴制度について 秘書課 広報広聴係長 (郵送で配布した当日の資料参照してください。)</p> <p>(1) 上田市の情報公開・個人情報保護制度について</p> <p>情報公開制度、個人情報制度の成立の背景と上田市の現状と条例について説明。</p> <p>《 主な質疑・応答 》</p> <p>Q① 個人情報保護法では、公共団体と 5000 件以上の情報を取り扱う事業者を対象にした具体的な条文があるということだが、それ以外の小さい事業者などへの条例などはないのか。</p> <p>A 個人情報保護法の基本的理念の条文はすべてに影響のある部分ですが、個別に規定していない 5000 件以下の情報のみを扱う事業者に対しては、法律の規制はありません。</p> <p>Q② 地縁団体（例えば自治会など）は事業者に含まれるのか。</p> <p>A 含まれないと判断されます。</p> <p>Q③ 個人情報保護条例や情報公開条例についての市民への周知度はどうか。</p> <p>A その点は課題であり、今後も力を入れていきたいと考えています。</p> <p>Q④ 庁内での認識や理解も低いのではないかと。社会全体が個人情報保護などに過剰に反応している部分があり、より理解度を深める必要があるし、条例でどの様に盛り込むかを検討していかなければいけない。</p> <p>A 庁内への周知もより力を入れていきたい。</p> <p>Q⑤ 情報公開と個人情報保護は規制の対象の範囲は同じなのか。</p> <p>A 個人情報保護については、個人情報保護法をはじめ、様々な関係条例で対象が決まっている。情報公開については公共団体への規制はあるが、それ以外を規制するものはない。</p> <p>Q⑥ 同規模の自治体と比べて、上田市の個人情報保護制度・情報公開制度の活用度合いはどうか。</p> <p>A 上田市は比較的他市と比べて早くからこれらに取り組んできたため、そういう点で実績はあるが、利用度は（明確な調査の結果ではないが）中程度と考えてい</p>

	<p>る。</p> <p>Q⑦ 情報開示の種類(中身)を公開しているか。こういった使い方をしたら良いか分からないので、それを公開すれば活用の糸口になるのではないか。</p> <p>A 公開はしていない。公開によって請求者を特定できてしまう可能性があるため。</p> <p>(2) 上田市の広報・広聴制度について</p> <p>上田市の広報制度及び広聴制度の現状について説明。</p> <p>《 主な質疑・応答 》</p> <p>Q① FM ラジオの活用は考えているか。</p> <p>A 検討はしているが、コミュニティ FM では市全域をカバーできず悩ましい面もある。</p> <p>Q② 自治基本条例検討の中で議論すべき広報公聴についての論点をどう考えているのか。</p> <p>A 都合の悪い情報を発信しづらい面があるが、報道と広報の違いがあるとおり、広報には正確な情報を発信していくという大きな役割があると考えているので、これを果たしていけるような切り口で議論していければ・・・。</p> <p>Q③ 行政チャンネルは、丸子テレビも入っているのか。</p> <p>A 丸子テレビも入っており、同じ時間に同じ放送が流れる仕組みとしている。UCVの場合は、CATV009というチャンネルで、丸子テレビはCA103というチャンネルとなっている。視聴率を計るシステムにはなっていない。</p> <p>Q④ メールマガジンを発信して、そこからホームページに誘導するような仕組みをとれば、情報を掴み易いのではないか。</p> <p>A メール配信でできればと考えているが、タイトルだけぶら下げてそこから興味のある方を誘導していくようなシステムを検討していきたい。</p>
4	<p>分科会合意事項</p> <p>① 特になし</p>

第3回 分科会

1	日時 平成 21年 4月 5日(日) 15時から 17時 15分
2	場所 中央公民館 3階第4会議室 記録者 塩澤好太郎委員
3	<p>協議された事項及び内容</p> <p>(1) 条例の論点について</p> <p>市民をこの条例でどう位置づけるかは大切なこと。<u>一番重要なのは、あるべき姿を描いてこれから先上田市がどうあるべきかを確認して条例に反映させていきたい。</u></p> <p>論点をどうするかと言われてもなかなか議論に入りにくい。<u>論点を考える上で、上田市のあるべき姿(どうあるべきか)を議論し、現状確認をし、その中からどういう論点が必要かを考えていくことが良いのではないか。</u></p> <p><u>今上田市で感じている課題などを出し合うことで、論点が見えてくるのではないか。</u></p> <p><u>基本的・全体的なことを話し合っておかないと、個別の論点に入ることは厳しいのではないか。</u></p>

《参考：事務局》

個別論点の前に、基本的全体的なことを話し合っておく必要があるのは、そのとおりだと考える。それは決めてしまうのではなく、おぼろげにイメージをつかみ、最終的に全体で再度考える事項であると考えている。また、計画作りと条例作りの棲み分けは難しいと思うが、自治基本条例は「まちの作り方を規定するもの」であり、「まちの内容（どうあるべきかという姿）」については、市民意見により総合計画等が既に作られている。条例にまちの内容を盛り込むことを否定するものではないが、基本的には、既に市民意見により作られている、総合計画等まちの目指す姿を実現するための作り方を考えてもらえればと考える。

あるべき姿としては既に総合計画や市民憲章で謳われているので、それを実現するためにどうあるべきかを考えたほうが良い。

せっかく他市で検討してきたものがあるのだから、他市でどの様な意見が交わされてその条例ができたのか逐条解説などを見た上で、上田ではどう考えるかを検討したほうが効果的ではないか。

他市の条例は全部すばらしいことが書いてあって、全部盛り込みたいくらいだが、絵に描いた餅になっては意味がない。上田市にとって必要かどうかを他市の検討を参考に探っていったらどうか。

市民にとって良い（必要な）条例、仕組みとするにはどうするかということが大切。

《参考：事務局》

いくつかの先進市の逐条解説比較表（ベンチマーク）を事前配布し、理解した上で会議に臨むこととする。

(2) 市民の定義について（共通論点）

市民という範囲が狭くなってしまふ。上田市民でなくても上田に来たらルールを守ってもらいたい。どこまでをこの市民に+して、条例の対象とする「市民」に外来者なども加えてルールを作っていかなければいけないと感じる。

自治基本条例なので、まちづくりに責任を持てる、あるいは将来それによって恩恵を受ける人が市民であるべきではないか。観光客などにまちづくりについて意見を言う権利があるかという、無くても良いのではないか。

確かに、まちづくりについて市外の人から意見を聞く必要があるかという疑問も感じる。

観光客などを市民に含めるべきか判断が難しいが、そういう方からも意見は欲しい。観光客の意見を取り入れて上田市を良くしていけば、上田に移り住もうという人も出てくるのではないか。

条例を責任を持って作るのがどういう対象か、適応するのがどういう対象かを明確にすべき。一番は、そこに在住している人、在勤している人、学んでいる人であり、この地域に根付いて、私たちの市はこういう風にしていきたいという意思を持てる人が条例を作るべき。その条例が対象とする市民は一時的に来た観光客であってもいい。意思を持って条例を作る「市民」と作られた条例の対象となる「市民」は明確に分けるべき。

《例》 ふるさと寄付金の寄付者はまちづくりに寄与していないのか ということもポイントになるのではないか。

自治基本条例はまちづくりについて義務を伴うものでもある。通りすがりの人にメリットはともかく、義務まで課すのは疑問になる。

《参考》 環境基本条例は滞在者にも環境保全等について義務を課している。緩やかな拘束だけれど。課すことは可能ではある。

事業者（企業・NPO等）を市民に含めるのかという問題もある。江別市の検討素案解説を見ると事業者、自治会等まちづくりに関係のある団体も含め、広い意味での「市民」と捉えている。

《参考：事務局》 民法と地方自治法と規程が異なっているけれども、地方自治法では住所が住民の要件としている。その住所についての判例では、住所は生活の本拠となす意思と常住する事実の存否によって決められ、一定の基準は無いとされている（地方自治法第10条判例 大審大9.7.23）。

定額給付金で外国籍市民の方にも通知をしたが、約半数があて先人不明で戻ってきたという事例もあると聞いている。いったん住民登録をするものの諸事情で移り住んでしまい、**本来の登録地に常住していないこともある。実務的には非常に難しい問題**がある。

「自治基本条例の作り方」p52 に他市で考えられた「市民」の要件が列挙されている。**これを見て事業者やNPOが入ることに何の疑問も感じず、このとおりだと感じた。**来訪者等を含めるかという点については思いつかなかった。このまちを主体的に作る人、自発的な意思が無くともまちづくりに関わる人が「市民」だと感じている。

企業協力はまちづくりにとって大切。市民は企業に属していることも多く、企業に理解がないと市民は動けないことは事実（EX.消防活動）。これを含まないと市民活動は壁に当たるのではないか。

なるべく広く市民を考えたい。まちづくりに対して利害関係がある人、地域がこうなって欲しいという意識を持つ人には範囲を広めに条例の対象としたい。観光業に携わっていると、地域がどうあって欲しいのかということを考える上で、大事な対象者となる。そう考えると来訪者も「市民」から排除しないほうが良いのではないか。

JT跡地の問題は上田市の「まちづくり」に大きく関わっている。土地を持っていても市外に住んでいる人も、まちづくりに関わっているといえるのではないか。

排除するのではなく取り込むことを考えていったほうが良いのではないか。

土地だけ持っていて外からまちづくりに関わっている人が、条例を都合のいいように塗り替えていく危険性が無いわけではない。

今までそうしたことに関わってきた経験から言うと、**そういう人も取り込んでいったほうがプラスになる。排除したら逆に問題**になることが多い。関わっている期間は「市民」として取り込んで、いかに協調させるかを考えたほうがまちづくりにとっては有益。

条例に関わるということは、義務を伴うということ。自らも条例を守っていかなければいけないということ。

その方たちも納税者ということでは、市民といえる。
法律的なことはいろいろあると思うが、ふるさと納税を納めてくれる人や寄付者であつても、想いがあつて、地域がよくなつてもらいたいと思つて行動してくれて
いる人だと思つるので、市民に含めて良いと感じる。
底辺に流れる考えは、上田市を良くしたい、上田市がよくなつて欲しいという気
持ちであるだろうから、市民として受け入れるべき。
外の人から権利を主張されるのが怖い。際限なく認めていくと、入つて欲しくない
ところまで入つてこられてしまう。最大限危険性は排除しながらも、できるだけ門
戸を広げていくことが大切。

《参考：事務局》サービスの提供範囲は非常に難しい。義務を課す対象 = この条例を作る主体と考えられる。

権利と義務は背中合わせ。権利だけ主張されても困る。義務を果たして権利を主張するのは最低限のルールで、それは基本として盛り込んでおきたい。

- 21 個人的には、排除とか対立関係を生むような要因をこの条例に盛り込みたくないと思つている。基本的人権のように義務の生じない権利もあると思つるので、権利と義務の関係をシビアに表に出すことには疑問に思つている。この条例の基本的な目的は、このまちを良くしたいということ。その目的に賛同するものは市民の範囲になるべく取り入れていくという考え方はできないか。
- 22 あくまでも上田市のまちづくりのあり方について意見できるのは上田市民であつて、それ以外の方の意見を聞かなければいけないということはない。市外の方に意見がある場合は上田市の住民を通じて意見を言つてくれれば良いのであつて、ホームページ等で意見を言える手段が確保されていれば良いのではないか。それを見て市民が判断する仕組みがあれば良い。判断は上田市民の権利である。どうしても加わりたいのであれば、上田市の住民になるなり働きに来ていただくしかない。
- 23 条例を作る人 = 義務を負う人、条例を適応する人 = 幅広くウェルカム たくさんの人から意見を寄せていただく姿勢で意見は集め、意思決定は義務を負う人で行う（条例を作る）。その線引き必要。
- 24 表現を間違えると、市長が外の方の意見まで利かなければいけないということになつてしまう。パブリックコメントなどで市民以外の人からも意見を抽出しなくてはいけなくなつてしまうと大変。「幅広く意見を聞くマインドを持つ市でありたい」という思いを表現できれば良いのでは。
- 25 条例を作る人、条例を適応する人は一致して無くても良いという意見で、すごく分かりやすく納得したのだが、原則は一致していたほうが良いのではないか。解説でそういう線引きなどを説明していけば良いのではないか。
- 26 来訪者の意見も受け入れるホスピタリティのある市民であつて欲しいということを加えたら良いのではないか。
- 27 言い方（表現の仕方）は柔らかいほうが良い。
- 28 昔はである調であつたが、今はですます調が主流。である調では誰も読まない。ですます調にして語りかけるようにしないとよくない。理念を実現するためのルールとなると読みやすい表現はすごく大事。
- 29 上田市総合計画のキャッチフレーズにある「日本のまん中、人がまん中、生活快適都市」という表現はすごく良いと思つた。人が真ん中と上田市は謳つているわけだから、この「人」というものは住んでいる人だけでなく、できるだけ広く市民を捉えてウェルカムである表現が条例の中には必要だと思つた。

4	分科会合意事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 今後、参考書の該当部分や他市の逐条解説等を参考にしながら、論点について話し合いをすすめる。 ② 市民は、上田市を良くしたいという考えを持つ人まで広範な意味で捉え、多くを取り込むように考える。ただし、義務を負いまちづくりの意思決定をしていく、まちづくりの主体としての「市民」とは線引きをし、解説などで明記する。 ③ 委員の想いを汲んで事務局に文章化（条文化）をしてもらう。 ④ 事務局に逐条解説横並び表を作成してもらい、参考にする。
---	--

第4回 分科会

1	日時 平成 21年 4月 27日（月）19時 00分から 21時 30分
2	場所 中央公民館 2階 第3会議室 記録者 佐藤恵子委員
3	協議された事項及び内容 <p>(1) 今後の進め方について</p> <p>事務局としては同じ論点について 3 回くらい議論したらどうかと考えている。まずは 1 回論点について意見交換をし、その意見を持って市民との意見交換を行い、再度論点について話し合うといった流れで進めることを提案したい。繰り返していくことで議論が深まり、必要な論点・かけている視点が明確になると思う。運営委員会・全体会でも提案していきたい。</p> <p>(2) 条例の論点について</p> <p>逐条解説横並び表を参考に、論点について議論していきたい。 （事務局）</p> <p>逐条解説横並び表の説明。参考書に掲載されている自治体と事務局でベンチマーキングした（上田市と人口・面積・都市形態が似ている）市を 8 自治体ピックアップして横並びにした。</p> <p>(3) 情報共有の原則（第 2 分科会論点）</p> <p>今回は「情報共有の原則」を論点として議論を進める。 （事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の権利・義務が一本化して 1 つの条文にまとめている条例と、各論点の中にそれらを盛り込んでいく条例と 2 つの手法がある。岩崎先生が携わられた伊賀市や大和市などは市民の権利義務を各論点にちりばめる手法をとっている。 ・ 各市の「情報共有」に関する条文を見ていくと、情報共有の原則（及びそれに伴う市民の権利）、情報共有の意思決定の方法・情報公開、個人情報の保護、説明責任・応答責任、情報を得る施策などが含まれる。 ・ 各市の特徴が出ており、一行の条文にすべてを包括してまとめている市もあれば、いくつかの条にわたって詳細に条文化されている市もある。 <p>条文が短ければいい、多ければいいというものではないと思う。上田市の現状を考えたとき、<u>合併してお互いの共通認識を高めるためにも、詳細な条文のほうが良いと思うが、市民に情報共有の認識があれば細かく書く必要がないということも理解できる。</u></p> <p><u>事務局から説明のあった、他市の論点は全部入れておいたほうが良いのか。必要なものだけを選んだほうが良いのか。</u></p>

《参考》 伊賀市は詳細に書かれており、熊谷市は1条のみになっており極端に差がある。まずは情報共有の原則が基本になる部分なのでそこを話し合っ
て、どういうものが必要か考えるのが良いのではないか。

自治体によって市の義務としてとらえている市と、知る権利としてとらえている市と様々ある。上田市がどういう考えで情報をとらえるのか考えなくてはいけないのではないか。

今の上田市の情報の共有を考えた中で、分かりやすい情報の公開・共有が重要と感じている。確かに情報は公開されているが、内容が分かりにくい、どこにあるのかわからないということが多い。これからの情報共有を考えたときに「わかりやすい」というのは大きなキーワードだと思う。

子育て世代は、市の情報などが「なんとなくわからない」というのが本音だと思う。市は何をどこまで市民に見せてくれるのか以前に、そうした情報が一般市民から遠い存在になっている。普通に生活していると接せられない情報かもしれないが、せっかく情報を公開するのだからお互いそこを何とかしなければいけないのではないか。

普通に生活していて、情報が欲しいと思ってもどこに聞けば良いのかわからない。せめてここに聞けば分かるという風にはできないのか。

従来の行政の姿勢は、「聞かれたら教える」であるが、たいていの市民は誰にどう聞いたらいいかわからない。総合窓口必要ではないか。

まずは、市としてどういう心構えでどの様に情報を伝えていくべきかを考えるべきではないか。

情報共有という情報公開にだけイメージが集中してしまうように思う。情報は川に例えられて、上流から下流まで全部役割がある。情報には収集・分析・意思決定・公開・周知（理解を求める）・評価といくつもの役割がある。往々にして情報の公開だけで役割が終わってしまっているところがある。すべての段階において情報の共有があると思う。上田市はそういうところまでふまえて情報の共有を掲げると良いのではないか。

情報は誰のものかを考えると、本来的には市民のものであるはず。共有・公開は当然であるべきものであるのではないか（個人情報とは別として）。

情報の共有は市民として判断し、意思決定し、市政に参加していく上でもっとも大切なもの。いろいろな方法で分かりやすく提供されなければ、市民参画の一步はないと思う。それにはいかに情報を行き渡らせるかだと思う。特に行政は情報の大部分を持っているので、分かりやすく公開することに力を注いで欲しい。

情報は市民の共通財産であると思う。知ることは基本的な権利として、積極的に知らせていくという仕組みをつくっていくために、行政に義務を負わせたほうが良いのでは。また、収集・管理についても考えていくべきだと思う。

《参考》 情報の収集・管理については伊賀市の条例に条文化されている。そういう点で非常に深く考えられている条例であると思う。反面、市民から見ると分かりづらいということも言えるかもしれない。

条例はイラストでわかりやすくできないのか。

アカウントビリティ（説明責任）が一番大切だと思う。情報公開の内容は市民の考え方などで常に変わっていくもので、ニーズを捉えて積極的に公開していくという姿勢があればいい。その上で一番関心のあるものについては、積極的に説明責任を果たさなければいけないと思う。

行政が判断をしたのであれば、どうしてそのように判断したのかは説明されてしかるべきであると思う。

市という行政というイメージだが、議会等も含んで情報公開の範囲に入れたほうが良い。

情報の共有には、行政からの情報だけでなく、市民活動の情報の共有というのものもある。どこまでの情報を対象にするのか明確にしておくべき。

市民活動も対象に入れておいたほうが、活動や参画がしやすいのではないか。

市にイベントの情報を周知してもらおう際、どこに持っていったら良いか困り、個別にお願いすることになることがある。情報プラザにより、情報の一元化されると良いが、行政の情報共有は義務的であり、市民活動情報を共有することは権利ということになるのでは。

情報コンサルジュみたいな人が各地域にいて、まずそこで情報を取れることは必要。

- 21 そういう施策が進みやすいような基本理念が分かる条文にするといい。
- 22 執行機関と議会と市民活動団体も入れてしまうほうが情報は得やすいし、多くの市民が見やすいのではないか。いろいろな情報を得るチャンスが増える。そうして知る権利なども盛り込んでいければ今より進歩したものになるのではないか。
- 23 条例で取り上げるのは「公」と「私」をつなぐルールだと思う。結局は行政が情報を隠さない社会を作りたいということを示せば良いのではないか。どうしたら見てもらえるかという広報の部分は大事だがテクニックの問題。少し次元が違うのではないか。
- 24 情報の質（情報が正しいか、公平か）が重要でないかと思う。情報を集めて共有化するにも質が問われる。間違った情報をなくし、情報をコントロールされないようにしていくことも重要ではないか。
- 25 情報の確かさはしっかりと確保しないと大変なことになる。ただ、それをどの様な文言にするかは難しい。
- 26 情報は流してしまったら取り返せないので、情報を発信した責任は重い。情報は几帳面に取り扱っていかないといけない。
- 27 行政からの情報は段階を経て確認されて発信されるが、市民や団体からの情報は、そのまま情報を発信したら大変なことになる可能性がある。それを誰が検証するのが問題。情報共有や公開も大切であるが、その基本部分をしっかり決めておかないと大きな問題が発生しかねない。
- 28 市民からの情報を、その団体の責任として掲載しても、市は責任から逃れることができない。そこは難しい問題。
- 29 分かりやすい情報の公開ということが話に出たが、現状どういうことが分かりづらいのか。表現の仕方、内容の分け方この部分なのか。
- 30 情報は共有のものであって、知る権利があり行政は分かりやすく説明しなさいということだが、その場合、市民も行政も両方が情報の理解度を切磋琢磨して高めなければいけないと思う。情報を求める市民の側の理解度や地域力がないといけなれば、表現が難しい。熊谷市は1つの条文でまとめられていて、様々な理解ができるという意味では優れていると思う。
- 31 今話し合っている基本条例はこれからの上田市をどうしようかということであるから、今のレベルで妥協してはいけないと思う。市民は共に情報の保存等に関わり、求めた情報への理解度や、必要な管理・活用ができているか確認するなど、市民力を高めていかなければいけないのではないか。
- 32 市民の側として、新聞なら新聞をしっかり読んでいけば情報は得られるはず。市民の側も情報を共有するための努力必要。情報のおねだりだけになっては意味がないのではないか。

- 33 活用する意識がないと、情報を出すほうはしらけてしまう。本気で出しているから本気でそれを活かして欲しいと考えるのは当然だと思う。
- 34 情報の出し方によってはリスクもある。(情報の商用・悪用など)
- 35 情報の共有や公開は何のためにするかというと、市民が次の活動を起こすための材料となり、より良いまちにしていきたいではないか。
- 36 情報がビジネスとして、利益だけのために公開されるのはまずい。一番原点では、生活の安心安全のためではないか。
- 37 地域力を高めるためには、情報の共有が必要。
- 38 市民の力を高めていくということは大切だが、情報の分野でそれを盛り込んでいくべきだろうか。そのためにもどう情報を共有するかを話し合わなければ、情報は得たほうにも責任が生じる。得た情報から何ができるかが重要。知ったからにはやらなきゃ。
- 39 得られた情報を効果あるようにする努力義務が必要。
- 40 情報が集まるところから、きっちり情報を公開していくということが1つ大きな柱ではないか。
- 41 すべては市民の幸せ向上のために作るもの。そこに到達点があることを意識しなくてはいけない。
- 42 今後の様々なニーズに合わせた情報公開をしていくために、情報共有は大きくとらえた位置づけのほうがいい。
- 43 市民力をこうした条例にしっかりと位置づけることで子どもたちへの教育にも反映すると思う。話を聞く、分かるように説明するというコミュニケーションの基本が大切だと理解できるような幅を持たせた表現になるとすばらしいと思う。
- 44 上田市はすばらしいものをいっぱい持っているけれど、情報を外に発信することや得た情報を活用することがとても苦手。

(事務局から)コミュニティや地域自治組織と情報公開は大きな柱であり、他の分科会からも意見が出るところだと思うので、今後全体会などで話し合いをしていただきたい。この分科会だけで、今決めてしまわなくても良いのではないか。

- 45 この先50年は市民としては権利の段階だと思う。責務や義務にしてしまうのはまだ無理がある。まずは行政がどれだけ公平で確実な情報を積極的に出せるかということに集中していただいて、それを使うのは市民の権利で、好きなようにとって好きなように意思決定して行動できるということが段階的には妥当ではないか。出す情報を必ず活用するというところまで行くと、逆に行政に縛られることになってしまう。努力義務・配慮義務は可能かもしれないが、権利で十分だと思う。
- 46 責務義務に置き換えるとすれば「関心」。市民は関心を持つべきと思う。
- 47 今ここで話し合っている情熱が、数年すると薄らいでしまう。次の人にこの情熱をどう伝えるかが問題。今は個人の情熱が頼りだが、情熱の継承を意識しすぎると問題が起きる。せめて関心は持って欲しい。
- 48 関心という言葉はとてもいい。確かに関心を持たなければいけないと思う。ただ、まだちょっと現時点でそこまで求められると息苦しい面もある。段階を踏んで、まだ権利のレベルでもいいかなと感じる。
- 49 まだ危機感がない(切羽詰ってない)。今後必ずそういう状況になるが、それをイメージして作るのは難しいので、まずは権利を主張して、市民が幸せになれるまちづくりを目指したほうが良いのかもしれない。条例改正も可能だと聞いている。
- 50 条例の前文として、市民も関心を持つと同時に、自らを高めることを・・・という文言を入れるということも、市民の自発的意識改革を高めるためにも良いのではない

いか。一足飛びに市民力が高まることはない。

(事務局から)資料の説明でも出たが、各論点の中に市民の権利・義務を混ぜ込んでいくことが良いのか、まちづくり基本原則などに一括してぼやっとしたイメージで表現したほうがいいのかは、これから議論していく中で決めていただければと思う。

51 この分科会で話し合う最高規範性の中に盛り込んで良いのではないか。

52 「～努めます」といった努力目標にすれば、そういう意識がこの市にはあると思えるので良いのではないか。私はこういう風にでも意識高揚を掲げたほうが良いと思う。

(事務局から)漠然としたことに対して義務を課するのは意義があまり感じられないのでは。そういう意味では、松下先生が講演でおっしゃったように、最高規範ではなく、基本ルール・基本理念と考えたほうが良いのかもしれない。

53 自治会へ加入しない人も増えているが、そういう人を無視しておくわけにはいかない。これからは意識を高めていくということも重要だと思う。市民レベルでまちづくりに参加していく必要性や市民力を高める努力をする意識をもってもらうことを盛り込むことも大切。

54 市民活動をしていても、参加しない自由をどう認めていくかという折り合いが難しい。

55 こうして論点を話していると、改めて「まちづくりの基本原則」の必要性が見えてきた。そこが全体会で話し合われて決まれば話しやすくなる。

56 コミュニティとして不参加だから不利益はやむをえないではなくて、不参加から参加に転じるきっかけを考えなければいけない。それが地域力。参加する人たちのおおらかさも必要だと感じる。

57 市民が幸せになるために、地域内分権や住民参加がほんとに必要な疑問を持っている人がいるのが現状。自分たちの意思決定や参加によって幸せにつながっていく実感を少しでも持てる機会があるということが重要。

58 消防をやっているが、新入団員が入らない。昔は入って当たり前だった。行政や農協で努めていても入らない人がいる反面、自営業は逃れられないことが多い。参加不参加は自由だというのが、自由だといって誰も消防団活動しなくて、地域の火の後始末は誰が守っていくのか。やっている立場としては納得できない。

《参考》 条例の上には自治の根本原理がある。自助・共助・公助・補完性の原理がある。これを忘れてしまっている。地域コミュニティが壊れてきているので、この点を見直していかなければいけないと考えている。

59 そもそも、あえて、自治基本条例を作らなきゃいけないという世の中自体がおかしい。これが必要なほどコミュニティが危機にあるということ。昔は誰も何も言わなくても自然とやっていた。そこができないことが問題。

60 自分の住んでいる地域で不利益があったらそれを良くしようというのではなくて、他に移れば良いという考えがある。その現状はどうにもならない。それでも地域活動する意味は次の世代への継承だと思う。大人たちの姿勢が子どもたちに伝われば良いと考えなくてはやっていけない。そんな現状になっているのが...

	<p>61 <u>これからは地域間競争の時代になる。そうするとより良いところを目指して市民が集中することも考えられる。自分の生まれ育った地域に誇りがもてなくなることが問題。</u></p> <p>62 <u>今上田の誇りが失われつつあるぎりぎりだと思う。この時期この条例を考えることには意味があると思う。</u></p>
4	<p>分科会合意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ❶ 情報共有の原則は執行機関・議会等に義務を課し、市民は権利を明確にする。 ❷ 市民力を高める・まちづくりに関心を持つといった市民の努力目標を条例に盛り込むか、盛り込むとしたらどこに入れるかは、今後引き続き検討する。 ❸ 事務局に引き続き逐条解説横並び表を作成してもらい参考にする。